

議案第 7 2 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の施行に伴い、町関
係条例について、所要の改正を行うため提案するものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例

第1条 おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第16条第1項第3号を次のように改める。

（3） 意思能力を有しない者と判断したとき。

第2条 おいらせ町職員の分限に関する条例（平成18年おいらせ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

第3条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第32条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第26条第1項」を「同項」に改め、「の例」を「の規定の例」に改める。

第4条 おいらせ町職員に関する旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「対し」を「対し、」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合

には」を「ときは」に改め、同条第4項中「対し」を「対し、」に改める。

第5条 おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。